



厚生労働省  
埼玉労働局発表  
平成26年3月28日

担当

埼玉労働局労働基準部監督課  
監督課長 友住弘一郎  
主任監察監督官 布施武雄  
TEL 048-600-6204

## 埼玉労働局管内における申告受理状況

—平成24年に比べて約7.3%減少—

埼玉労働局管内の労働基準監督署におきましては、労働者の方から賃金不払など労働基準法違反等の申告（※1）を受理した場合、労働者の生活に影響を及ぼすおそれがあることから、優先的に監督指導等を実施し、速やかに解決を図ることとしているところです。

今般、埼玉労働局（局長 代田雅彦）では、平成25年末現在における当局管内の8つの労働基準監督署による申告受理状況を取りまとめましたので、以下のとおり発表します。

### 《概要》

#### 1 年別申告受理件数の推移【表1】

埼玉労働局管内における平成25年の申告受理件数は1,181件で、平成24年に比べて約7.3%減少し、リーマンショックのあった平成20年以前の水準に落ち着きつつある。

#### 2 月別申告受理件数の推移【表2】

平成25年の申告受理件数は1,181件で、対前年マイナス93件、7.3%の減少となっている。

なお、本年の申告内容の内訳としては、労働者の生活に重大な影響を及ぼす賃金不払が988件、83.7%を占め、次いで解雇が163件、13.8%となっている（※2）

#### 3 業種別申告受理件数【表3】

平成25年に受理した申告1,181件のうち、業種別では建設業（213件）が最も多く、次いで商業（189件）、運輸交通業（169件）、製造業（169件）、接客娯楽業（139件）の順となっており、上位5業種で74.4%を占めている。

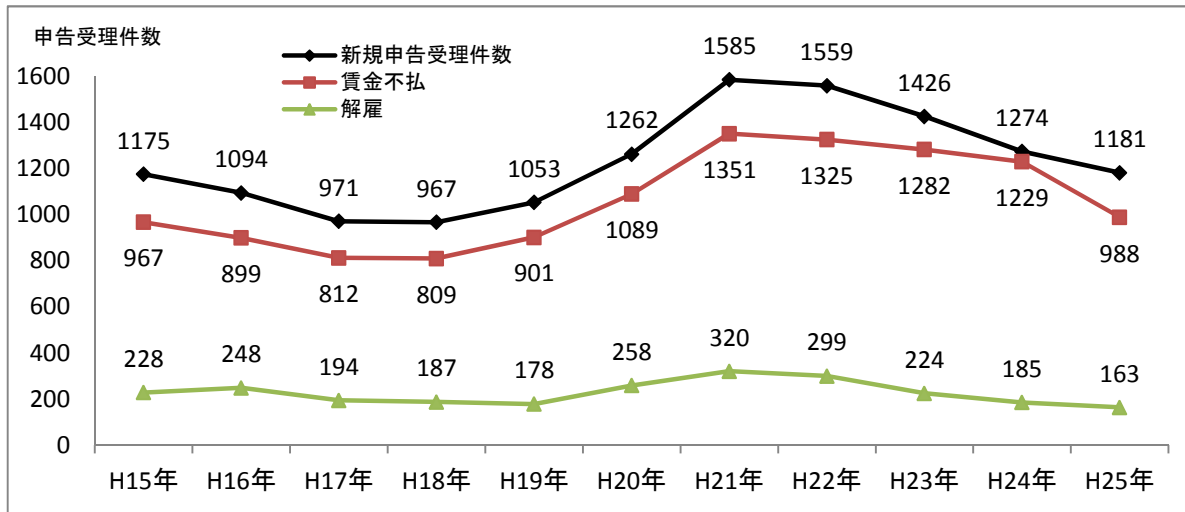
#### 4 上記のとおり、埼玉労働局管内の申告受理件数は若干減少傾向にある。

埼玉労働局では、今後も労働者の方から寄せられた申告に懇切丁寧に対応するとともに、優先的に監督指導等を実施し、被害労働者の速やかな救済に努めることとしている。

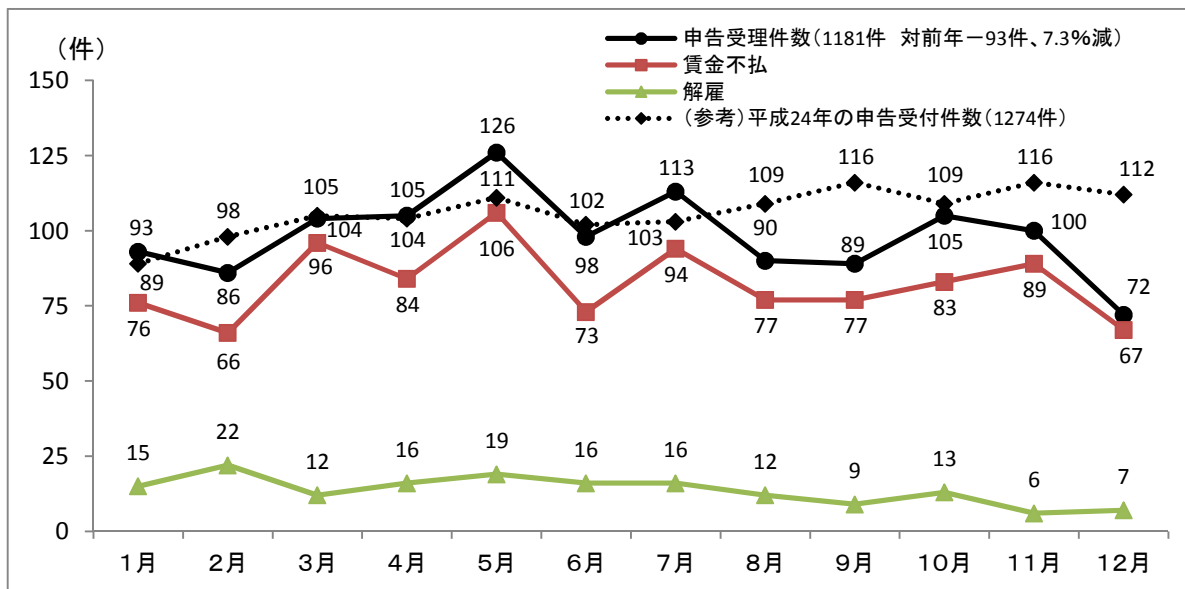
※1 労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働基準関係法令違反に対する権利の救済等のための行政指導を労働基準監督署に求めることをいいます。

※2 同一の申告で「賃金不払」「解雇」が含まれる場合があるため、「賃金不払」と「解雇」の合計は、申告受理件数と一致しない。

【表1】年別申告受理件数の推移



【表2】月別申告受理件数の推移



【表3】業種別申告受理件数

